

## 山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】 事業内容説明書

### 1 支援事業の概要

#### (1) 支援の方法

大学等の在学中に(3)の助成候補者に認定された学生で、卒業後に、県内の支援対象分野に就業して3年を経過した者を助成対象者として、当該助成対象者が在学中に貸与を受けた奨学金(の一部)を、県と産業界が1/2ずつを負担する基金(「山形県若者定着支援基金」)により、本人に代わって奨学金の貸与機関に返還します。

#### (2) 支援対象分野

山形県内の次の①～⑤の分野に関する業種に就業する者を対象として実施します。

- ① 商工分野                      ② 農林水産分野                      ③ 建設分野
- ④ 医療福祉分野 (医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く。)
- ⑤ その他の産業分野 (リーダー的人材の確保に資する場合に限る。)

#### (3) 助成候補者

次の①～⑤のすべてに該当する者を対象として、県が助成候補者を募集・認定します。

- ① 山形県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業した者
- ② 次のア～ウのいずれかの学校等に就学している者
  - ア 県内外の大学、大学院修士課程又は高等専門学校 (第4学年以上)
  - イ 山形県内の短期大学又は専修学校専門課程
  - ウ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校
- ③ (4)のいずれかの支援対象奨学金の貸与を受けている又は貸与を希望する者
- ④ 大学等(②ア～ウの学校等)を卒業後6か月以内に、山形県内に居住するとともに支援対象分野の業種・企業に就業し、その後3年間継続する見込みの者
- ⑤ その他就業を予定する分野の産業団体又は企業等が指定する条件を満たす見込みの者

#### (4) 返還支援額 [具体的な金額の目安は別表1を参照]

返 還 支 援 額	備 考
① 次のア又はイのいずれか低いほうの金額を上限※として助成します。 ア 助成候補者の認定を受けた年度以降に貸与を受けた奨学金の額 イ 2万6千円に助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額 ② ただし、助成候補者が実際に就業した業種が、助成候補者認定申請書に記載した就業予定の業種と異なっている場合、返還支援額が減額になる場合があります。 (返還支援額は千円未満の端数を切り捨て)	・助成金交付申請時点で、奨学金の返還残額が左記の返還支援額を超えない場合は、返還残額を上限とします。 ・特別に奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないとして算出した額とします。

※助成金の交付時までには奨学金の償還状況によっては、助成金額が減額になる場合があります。

#### (5) 助成金の支払い

助成対象者からの申請に基づき、県から奨学金の貸与機関に一括で支払います。  
助成対象者本人に対する支払いは行いません。

## (6) 対象奨学金

この支援事業において返還支援の対象となる奨学金は、次の①～③奨学金です。  
助成対象者が複数の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか一つの奨学金を助成対象とします。(複数奨学金の合算は不可)

- ① 日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 県内市町村が所管する制度による奨学金 (別表2記載のもの)
- ③ 産業団体及び企業等が指定する奨学金で、貸与機関との調整※が完了しているもの  
〔※①、②以外の奨学金を対象奨学金に指定する場合は、本支援事業による県からの繰上げ償還に対応可能であること等について、事前に貸与機関への確認をお願いします。〕

## 2 支援事業への産業界からの寄附

本支援事業に対する産業界からの寄附には、特定の分野(業界・企業)の人材確保を目的とした「人材確保型寄附」と、県内産業界全体の人材確保を目的とした「一般支援型寄附」の二通りの方法があります。

### (1) 人材確保型寄附

#### ① 寄附者

人材の確保を図ろうとする次のA又はBに該当する者で、事前に県に登録した者

A 県内企業等(山形県内に事業所を有する法人又は個人事業主)

B 県内産業団体(県内企業等を中心とした共同体組織又は県内企業等を支援する団体)

#### ② 登録

人材確保を図ろうとする県内企業等又は県内産業団体は、確保したい人材の人数(採択予定枠)・要件※、就業先の業種・企業、支援対象奨学金等を指定して、寄附申込の登録をします。

〔※ 助成対象者の要件については、支援事業の共通の要件のほか、取得資格、専攻分野等、寄附者が求める人材の要件を追加することができます。〕

#### ③ 寄附金の使途

寄附者が指定する県内の業(職)種や企業に就業・定着した若者の奨学金返還を支援する財源として活用します。

#### ④ 寄附金額 [具体的な寄附金額の目安は別表を参照]

寄附者の指定する要件を満たした助成対象者に係る返還支援額の2分の1

#### ④ 寄附の時期

各助成対象者の助成金額が確定した時点(助成対象者の就業から3年後)とします。

### (2) 一般支援型寄附

#### ① 寄附者

本事業の趣旨に賛同する企業・団体・個人

#### ② 寄附金の使途

業種や職種を特定の業種のみ限定せず、県内の産業界に就業・定着した若者の奨学金返還を支援する財源として活用します。

#### ③ 寄附金額

1口10万円から(何口でも可)

#### ④ 寄附の時期

平成28年度から平成32年度(助成候補者の募集・認定の実施年度)の間、随時受入れ。

### 3 助成対象者の決定までの流れ

#### (1) 助成候補者の募集

県は、1の(3)の者を対象として助成候補者の募集を実施します。

[募集予定人数：50人／年（平成28～32年度の5年間）]

助成を希望する者は、募集期間内に、在学先、卒業後に就業する予定の産業分野等を記載した助成候補者認定申請書に、所定の書類（成績証明書、保護者の所得確認書類、対象奨学金の貸与状況の証明種類、登録者への個人情報提供に関する同意書等）を添えて県に提出します。

#### (2) 助成候補者の認定

県は、申請内容を審査し、採択予定枠に応じて業種別に助成候補者を認定※します。審査にあたっては、必要に応じて人材確保型寄附の登録者に照会する場合があります。

選考結果は、申請者に文書で通知するとともに、該当する分野の人材確保型寄附の登録者にも、各助成候補者に関する情報（所得関係の情報等を除く。）を通知します。

※助成候補者の認定によって、就業が決定されるものではありません。  
助成候補者の就業の成否は、一般的な学生の場合と同様の就職活動等の結果によります。

#### (3) 認定後の手続き

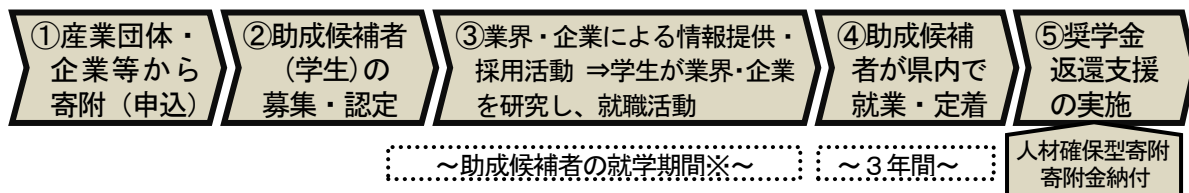
助成候補者は、認定を受けてから返還支援を受けるまでの間、随時、奨学金の貸与状況、就学状況、就業状況（就業先からの証明）等を県に報告します。

また、県は、助成候補者の状況を登録者に連絡するとともに、助成候補者の就業促進のための活動（山形県内の業界・企業情報の提供、就職セミナー等）をサポートします。

#### (4) 助成対象者の決定

県は、助成候補者が大学等を卒業後6か月以内に山形県内に居住するとともに支援対象分野に就業し、3年間経過したことを確認した時点で、当該助成候補者を助成対象者として決定します。

### 4 支援事業全体の流れ



※助成候補者の募集・認定は、要件を満たす大学等の在学者全般を対象に実施するため、同一の募集で選定された助成候補者であっても、卒業予定年次は異なります。

### 5 事業実施期間

平成28年度から32年度までを助成候補者募集・認定の実施年度とします。

平成32年度に大学等に進学する者までが助成対象となります。

(別表1) 返還支援額及び人材確保型寄附の金額の目安

≪4年制の大学・専修学校卒業者の場合≫

① 助成対象期間(最長)	② 返還支援額(上限額) =¥26,000×①	③ 人材確保型寄附金額 =②×1/2
48 月	1,248,000 円	624,000 円

≪6年制の大学卒業者又は4年制の大学卒業+大学院修士課程(2年)修了者の場合≫

① 助成対象期間(最長)	② 返還支援額(上限額) =¥26,000×①	③ 人材確保型寄附金額 =②×1/2
72 月	1,872,000 円	936,000 円

≪短期大学、高等専門学校 又は 2年制専修学校高等課程卒業者等の場合≫

① 助成対象期間(最長)	② 返還支援額(上限額) =¥26,000×①	③ 人材確保型寄附金額 =②×1/2
24 月	624,000 円	312,000 円

\* 上記の金額は、対象者の就学歴から算定される上限額です。実際の返還支援額及び出捐金額は、支援対象となる奨学金の額、助成金交付までの償還状況等により異なります。

(別表2) 共通支援対象奨学金一覧表

	奨学金名	貸与機関名
1	米沢市有為会奨学金	公益社団法人米沢有為会
2	鶴岡市育英奨学金	鶴岡市教育委員会
3	上山市奨学金	上山市
4	長井教育会奨学金	公益社団法人長井教育会
5	東根育英会育英資金	公益財団法人東根育英会
6	河北町育英会奨学金	河北町育英会
7	西川町育英奨学金	西川町
8	朝日町奨学金	朝日町
9	大江町ふるさと奨学金	大江町
10	金山町育英会奨学金	金山町育英会
11	最上町教育振興修学資金	最上町
12	最上町あすなろ修学資金	最上町
13	大場育英基金	最上町
14	舟形町教育振興修学資金	舟形町
15	真室川町教育振興修学資金	真室川町
16	大蔵村奨学金	大蔵村教育振興会
17	鮭川村教育振興修学資金	鮭川村
18	戸沢村教育振興修学資金	戸沢村
19	飯豊町奨学資金	飯豊町
20	三川町育英奨学資金	三川町教育委員会